

第3章 環境配慮計画書に対する市民意見等の概要と 指定開発行為者の見解

第3章 環境配慮計画書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

1 環境配慮計画書の縦覧等

(1) 環境配慮計画書の縦覧期間及び縦覧場所

環境配慮計画書の縦覧期間及び縦覧場所は表3-1に示すとおり、平成28年3月17日から平成28年4月15日までの30日間、川崎市役所（環境局環境評価室）、川崎区役所、幸区役所にて縦覧された。

表3-1 環境配慮計画書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	平成28年3月17日（木）～平成28年4月15日（金）[30日間]
縦覧場所	川崎市役所（環境局環境評価室）、川崎区役所、幸区役所

(2) 説明会の開催日時、場所、周知方法及び参加人数

「川崎市環境影響評価に関する条例」（平成11年12月、市条例第48号）第8条の3第1項の規定に基づき、環境配慮計画書の縦覧期間中に開催した説明会の開催日時、場所、周知方法及び参加人数は、表3-2に示すとおりである。

表3-2 説明会の開催日時、場所、周知方法及び参加人数

	第1回	第2回
開催日時	平成28年3月25日（金） 19:00～20:10	平成28年3月27日（日） 10:00～11:35
場 所	川崎市役所第4庁舎 2階大ホール （川崎市川崎区宮本町3番3）	
参加人数 （来場者数）	27名	26名
説明会開催の 周知方法	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市新本庁舎整備事業に係る『環境配慮計画書』の説明会のお知らせ」を、平成28年3月17日（木）に関係地域の住戸に個別配布（ポスティング）した。 	
環境配慮計画書の 内容の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> 説明会来場者に対し、環境配慮計画書から抜粋した図表等を基に作成した説明用スライドを用いて説明した。 説明用スライドを印刷したものを資料として配布した。 	

(3) 意見書の提出数

1名、1通

2 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

環境配慮計画書に対する市民意見等の概要とそれらの意見に対する指定開発行為者の見解は、以下に示すとおりである。

(1) 事業計画について	
① 土地利用計画について	
市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
① 土地利用計画について	
<p>第二庁舎跡地の広場に接する建物との境にフェンス等を設置する予定がある場合、相談してほしい。</p> <p>現状はそばにスペースがあり非常に明るいのですが、大きな壁等を設置されると暗くなり困るので。</p> <p>【土地利用計画図】</p>	<p>第2庁舎跡地の広場については、道路沿いにはフェンス等を設置しない予定ですが、隣地との境界部分についてはフェンス等の構造物を設置する可能性があります。</p> <p>第2庁舎跡地広場の完成は平成35年度を予定しており、フェンス等の外構計画の詳細な設計はその1～2年前から開始することになると考えておりますが、設計を行う際は、事前に相談する機会を設けます。</p>